

事業者の皆様へ

措置等報告書について

愛知県では、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」第7第1項に基づき、特定荷主等及び特定旅行業者には、運送の委託や物品の購入等に際して、相手先に自動車 NOx・PM 法に定める排出ガス基準に適合しない自動車（非適合車）を使用しないことの要請及び使用していないことの確認をするとともに、その状況について知事へ報告することとしています。

◆ 対象事業者

特定荷主等：荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者であって、資本金の額等が3億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万㎡を超える事業所又は敷地面積が3万㎡を超える事業所を有するもの。

特定旅行業者：対策地域内に営業所を有する第一種旅行業者であって、他の者に委託して対策地域内で対象自動車を利用するもの。

◆ 対象自動車

- ・ 1, 4, 6ナンバーのトラック、バン
- ・ 2ナンバーのバス、マイクロバス（一部、5, 7ナンバーを含む。）
- ・ 8ナンバーの特種自動車（人の運送の用に供する乗車定員11人未満のもの（救急車等）を除く。）

※緑ナンバー、白ナンバーともに対象

※乗用自動車、軽自動車、二輪自動車及び特殊自動車（0, 9ナンバー）は対象外

◆ 報告書の作成・提出

愛知県電子申請・届出システムを利用して提出してください。

電子申請・届出システムを利用できない場合は、以下の方法により郵送してください。

【郵送による報告】

措置等報告書（1部）及び電子データを保存したCDを提出してください。なお、控えが必要な場合は、控え（1部）と宛先を記して切手を貼付した封筒を同封してください。

措置等報告書の様式は以下の愛知県 Web ページからダウンロードしてください。

ページタイトル「貨物要綱第7第1項に定める措置等報告書について」

－見出し「措置等報告書の様式」

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/caryokoninusihokoku.html#yoshiki>)

※ 特定荷主等は、面積要件に該当する事業所ごとに提出することを基本としますが、事業所ごとの報告が難しい場合は、専用様式により、主たる事業所を所管する県民事務所等あてに、事業者としての一括報告をすることもできます。ただし、名古屋市又は岡崎市に所在し、特定荷主等の面積要件等に該当する事業所を有する場合は、それぞれの市役所に報告する必要があります。

(報告書提出先、問い合わせ窓口)

◆ 名古屋市内・岡崎市内

機関名	所管市町村	住所	電話
名古屋市 環境局 大気環境対策課	名古屋市	〒460-8508 名古屋市中区 三の丸3-1-1	052-972-2682 (ダイヤルイン)
岡崎市 環境部 環境保全課	岡崎市 (旧額田町を除く。)	〒444-8601 岡崎市十王町 2-9	0564-23-6194 (ダイヤルイン)

◆ 名古屋市内・岡崎市内以外

機関名	所管市町村	住所	電話
東三河総局県民環境部 環境保全課	豊橋市、豊川市 (旧一宮町を除く。)、蒲郡市	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111(代)
尾張県民事務所 環境保全課	(環境保全第一グループ) 一宮市、犬山市、江南市、 稲沢市 (旧祖父江町を除く。)、 岩倉市、清須市、北名古屋市、 豊山町、大口町、扶桑町 (環境保全第二グループ) 瀬戸市、春日井市、小牧市、 尾張旭市、豊明市、日進市、 長久手市、東郷町	〒460-8512 名古屋市 中区三の丸 2-6-1	環境保全第一グループ 052-961-7254 環境保全第二グループ 052-961-7255
海部県民事務所 環境保全課	津島市、愛西市 (旧立田村及び旧 八開村を除く。)、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2131
知多県民事務所 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、武豊町	〒475-8501 半田市出口町 1-36	0569-21-8111(代)
西三河県民事務所 環境保全課	(環境保全第一グループ) 西尾市 (旧吉良町、旧一色町及 び旧幡豆町を除く。)、幸田町 (環境保全第二グループ) 碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	環境保全第一グループ 0564-27-2875 環境保全第二グループ 0564-27-2876
西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課	豊田市 (旧藤岡町、旧小原村、旧 足助町、旧下山村、旧旭町及び旧 稲武町を除く。)、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町 4-45	0565-32-7494

【参考】貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱（抄）

（荷主等による車種規制非適合車の不使用のための措置等）

第6 荷主等は、貨物等を、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業若しくは貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を経営する者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「貨物運送事業者等」という。）に委託して運送させようとするときは、当該貨物運送事業者等に対し、対象自動車によらない場合を除き、車種規制非適合車を使用しないことを求めるよう努めるものとする。

2 荷主等は、購入等をする物品を運送させようとするときは、当該物品の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、対象自動車によらない場合を除き、車種規制非適合車を使用しないことを求めるよう努めるものとする。

3 旅行業者は、旅客を、対策地域を発地又は着地として、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を経営する者に委託して運送させようとするときは、当該旅客自動車運送事業を経営する者に対し、対象自動車によらない場合を除き、車種規制非適合車を使用しないことを求めるよう努めるものとする。

4 荷主等及び旅行業者は、前3項の場合において、車種規制非適合車が使用されていないかどうかを確認し、その結果を記録するよう努めるものとする。

5 荷主等及び旅行業者は、第1項から第3項までの場合において、エコドライブの実施を求めるよう努めるものとする。

（特定荷主等及び特定旅行業者による措置等の定期報告）

第7 特定荷主等及び特定旅行業者は、毎年度6月30日までに、別紙様式により、前年度における次に掲げる事項を愛知県知事に報告するものとする。

一 車種規制非適合車不使用の要請状況

二 車種規制非適合車の確認状況

2 前項の規定による報告を愛知県知事に行う場合は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

要綱の全文については、愛知県Webページで閲覧、ダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/caryokohome.html>